

# 地方消費税

この税金は、地方分権の推進、社会保障の充実等を図るため、国内取引や輸入取引による消費に広く負担を求めるものです。

## 納める人

- 消費税の課税対象となる商品の販売、サービスの提供等を行う事業者（個人・法人）・・・譲渡割
- 消費税の課税対象となる外国貨物を保税地域（空港・港など）から引き取る者・・・貨物割

(注) 地方消費税は、消費税と同様に、商品やサービスの価格に含まれて、流過程で次々と転嫁されるため、最終的には消費者が負担することになります。

## 納める額

消費税額の 22 / 78（消費税率換算で 2.2%）

(注1) 地方消費税と消費税を合わせると 10%の負担率となります。

(注2) 軽減税率適用の場合は、消費税率換算で 1.76%に相当し、地方消費税と消費税を合わせると 8%の負担率となります。

## 申告と納税

- 譲渡割（国内取引に係る地方消費税）・・・消費税の申告納付とあわせて、国（税務署）に申告納付します。
- 貨物割（輸入取引に係る地方消費税）・・・消費税の申告納付とあわせて、国（税関）に申告納付します。

(注) 国に納付された地方消費税は、納付された月の翌々月の末日までに、県に払い込まれます。

## 清算と交付

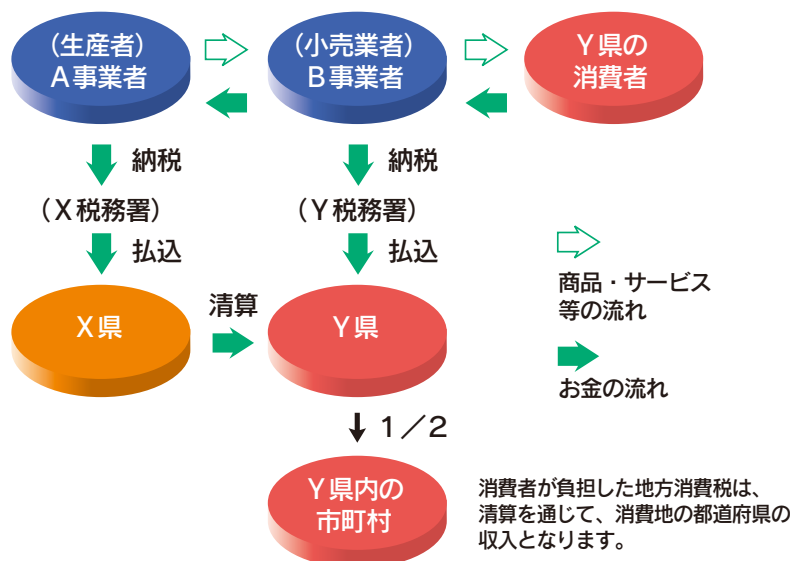
- 清算

県に払い込まれた地方消費税は、各都道府県の消費に相当する額（シェア）に応じて按分され、各都道府県間で清算（再配分）されます。清算により、消費者が負担した地方消費税は、消費地の都道府県の収入となります。

- 市町村への交付

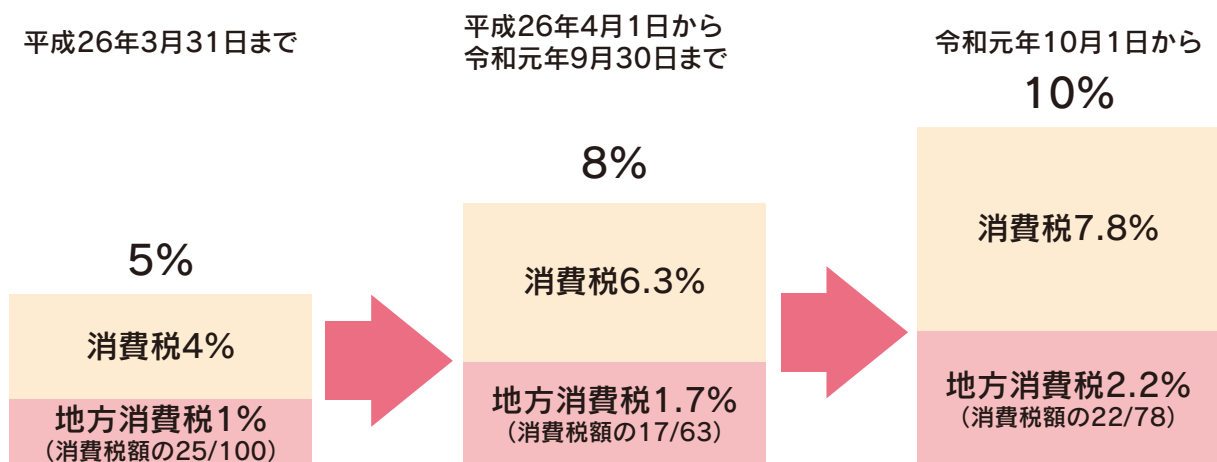
各都道府県間で清算された後の地方消費税収入額の2分の1は、県内の各市町村の人口と従業者数（平成26年4月からの税率引上げ分については人口のみ）で按分され、各市町村に交付されます。

## 地方消費税の清算と交付金の仕組み



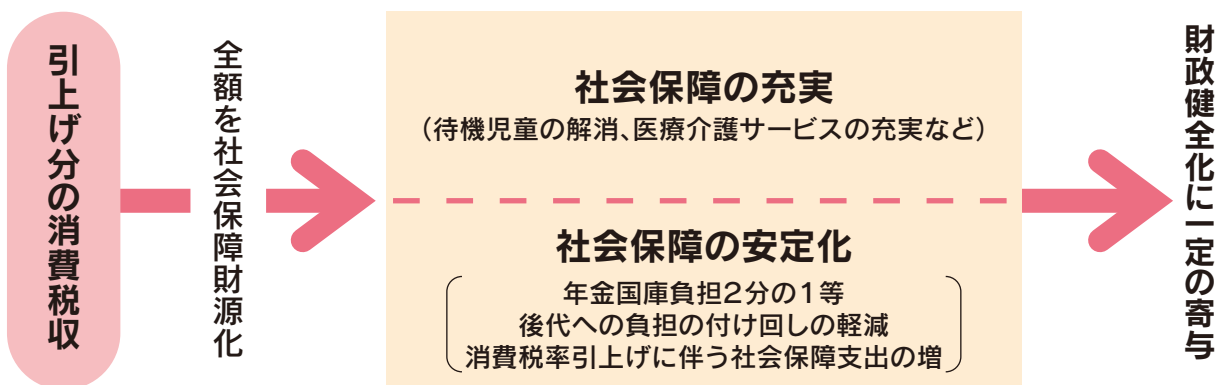
# 消費税(国税)と地方消費税(地方税)の引上げについて

## 1 消費税と地方消費税の税率の推移



## 2 消費税率(国・地方)引上げ分の税収の用途

消費税率引上げ分の税収は、すべて社会保障の充実や安定化のための財源に充てられます。



## 3 ご相談窓口

消費税率(国・地方)の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、転嫁、広告・宣伝、価格表示、便乗値上げ等に関する相談窓口を設置しています。

ご相談がある方は以下の相談窓口にお問い合わせください。

相談内容等	お問合せ先
総額表示に関するお問合せ	財務省主税局税制第二課 (代表)03-3581-4111、又は最寄りの税務署
便乗値上げに関するお問合せ	消費者庁参事官(調査・物価等担当)付 03-3507-9196(直通)
軽減税率制度、インボイス制度に関するお問合せ	インボイス制度電話相談センター フリーダイヤル 0120-205-553

### 秋田県の情報受付窓口

① 価格の表示に関することは	総務部税務課	018-860-1123
② 転嫁拒否等に関することは	産業労働部産業政策課	018-860-2214
③ 転嫁を阻害する表示に関することは	生活環境部県民生活課	018-860-1517

# 不動産取得税

この税金は、不動産（土地・家屋）の取得に担税力（税を負担する経済的な力）があるものとしてかかるものです。

## 納める人

土地や家屋を売買・交換・贈与・建築（新築・増築・改築）などにより取得した人

（注）不動産の取得とは、登記の有無、有償・無償の別などを問わず、その不動産の所有権を現実に取得することをいいます。

## 納める額

取得した不動産の価格（※）の4/100。ただし、次の表の特例が講じられています。

不動産を取得した日	土地	家屋	
		住宅	住宅以外
平成20年4月1日～令和6年3月31日まで	3/100	3/100	4/100

※取得した不動産の価格 原則として、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格（特別の事情がある場合は県が価格を決定します。）ですが、新たに建築された家屋のように取得のときに固定資産課税台帳に価格が登録されていない不動産については、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき県が決定した価格です。（実際の購入価格や建築工事費などの費用ではありません。）

（注）宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地）については、令和6年3月31日までに取得した場合、課税標準（土地の価格）が2分の1に軽減されます。

## 申告と納税

### ◆申告

不動産を取得した日から60日以内に、総合県税事務所課税部・各支所又は不動産の所在する市町村に不動産取得申告書を提出しなければなりません。ただし、不動産を取得した日から60日以内に、所有権の取得に関する登記を行った場合は、軽減を受けようとする場合等を除き申告書の提出は不要です。

（注）契約内容その他から総合的に判断して現実に所有権を取得したと認められる日が不動産を取得した日となり、所有権の取得に関する登記の有無は問いません。

### ◆納税

総合県税事務所から送られる納税通知書により、通知書に記載された期限（通知から約1か月以内となっています。）までに納めます。

## 免税・非課税

### ◆免税点

取得した不動産の価格が次の金額に満たない場合には、不動産取得税はかかりません。

ただし、隣接の土地や家屋を買増し等して、評価額の合計が免税点以上となった場合、課税されることがあります。

- 土地 …………… 10万円
- 家屋 { 新築・増築・改築 …………… 23万円  
売買・交換・贈与など …………… 12万円

### ◆非課税

次の場合等には不動産取得税はかかりません。

- 相続による不動産の取得や、法人の合併による不動産の取得
- 土地改良事業、土地区画整理事業の施行に伴う換地の取得
- 公共の用に供する道路のための土地の取得 など

## 税金の軽減が受けられる住宅

取得の区分	軽減になる要件			
		床面積	新耐震基準適合証明 <sup>※3</sup>	取得者自らの居住
① 住宅の新築・増改築、建売住宅の取得 (右に掲げる要件を満たすものを「特例適用住宅」といいます。)	長期優良住宅 <sup>※1</sup>	50㎡以上240㎡以下 [注Ⅰ][注Ⅱ]	不要	不要
	長期優良住宅以外	50㎡以上240㎡以下 [注Ⅰ][注Ⅱ]	不要	不要
② 中古住宅の取得 (右に掲げる要件を満たすものを「耐震基準適合既存住宅」といいます。)	昭和57年1月1日以後に新築されたもの	50㎡以上240㎡以下 [注Ⅰ]	不要	必要
	昭和56年12月31日までに新築されたもの	50㎡以上240㎡以下 [注Ⅰ]	取得前2年以内に新耐震基準に適合していることが証明されていること	必要
③ 中古住宅(耐震基準不適合既存住宅) <sup>※2</sup> の取得		50㎡以上240㎡以下 [注Ⅰ]	取得後6か月以内に耐震改修を行った上で、新耐震基準に適合することが証明されること	必要

※1「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定を受けて建てられた住宅をいいます。

※2 中古住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいいます。

※3 建築士等が行う耐震診断により新耐震基準に適合することが証明されることをいいます。

[注Ⅰ] 床面積は既存の住宅や住宅用附属家(車庫・物置等)の面積も含めて判定します。また、1年以内に前後して住宅や住宅用附属家を新築した場合、同時に取得したものとみなします。

[注Ⅱ] アパートなどの貸家用の共同住宅の場合は、1区画あたり40㎡以上240㎡以下とします。

**注意！軽減になった住宅を取得してから1年以内に床面積が240㎡を超えた場合は、軽減が取り消されます。**

### 軽減される税額

軽減になる住宅が新築された時期に応じて、それぞれ一戸につき次の税額を限度に軽減されます。(共有の場合は持分で按分します。)

新築年月	~S38.12	S39.1~S47.12	S48.1~S50.12	S51.1~S56.6	S56.7~S60.6	S60.7~H1.3	H1.4~H9.3	H9.4~	長期優良住宅
軽減税額	30,000円	45,000円	69,000円	105,000円	126,000円	135,000円	300,000円	360,000円	390,000円

## 税金の軽減が受けられる土地

軽減になる土地は、軽減を受けた住宅用の土地のうち、表の要件を満たす場合に限られます。

所有者の区分	軽減の要件	
	住宅の区分	軽減になる場合
土地と住宅の所有者が同一の場合	① 特例適用住宅(新築)	土地を取得した日から3年以内にその土地の上に住宅を新築した場合 <sup>※1</sup>
		住宅を新築し、新築後1年以内にその敷地である土地を取得した場合
	① 特例適用住宅(建売住宅)	自らが居住する土地付き新築住宅を取得した場合 <sup>※2</sup>
		自らが居住しない土地付き新築住宅を、その住宅の新築後1年以内に取得した場合 <sup>※2</sup>
②・③ 中古住宅	土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある中古住宅を取得した場合	
	中古住宅を取得した日から1年以内にその敷地である土地を取得した場合	
土地と住宅の所有者が異なる場合	① 特例適用住宅(新築)	土地を取得した日から3年以内にその土地の上に別の人が住宅を新築した場合 <sup>※1※3</sup>
		土地を取得した日から3年以内にその土地の上に直接の譲渡先の人々が住宅を新築した場合 <sup>※1</sup>

※1 土地の取得の日から3年以内に100区画以上の共同住宅等である軽減対象の住宅を新築することが困難な場合は、4年以内となります。

※2 建売住宅用土地の取得の場合、土地と建物の取得時期が異なるときは土地取得前後1年以内に軽減対象の住宅を取得していることが必要です。

※3 軽減対象の住宅が新築された時まで引き続き土地を所有していることが必要です。

**注意！住宅の軽減が取り消された場合は、土地の軽減も取り消されます。**

### 軽減される税額

次のAとBのうち、いずれか大きい額を限度に軽減されます。(共有の場合は持分で按分します。)

A 土地の1㎡当たりの価格×住宅の床面積の2倍(限度200㎡)×税率(3/100)

B 45,000円

## 軽減対象の土地又は耐震基準不適合既存住宅に係る納税の猶予

納税の猶予を受けられる場合	猶予期間	猶予金額
土地を取得した人が、取得した日から3年以内に、特例適用住宅を新築すると認められる場合	3年以内	当該土地について軽減される額
土地を取得した人が、取得の日から1年以内に、耐震基準適合住宅を取得すると認められる場合	1年以内	当該土地について軽減される額
土地を取得した人が、取得した日から3年以内に、100区画以上の共同住宅等である特例適用住宅を新築することが困難な場合	4年以内	当該土地について軽減される額
耐震基準不適合既存住宅を取得した人が、取得の日から6か月以内に、軽減対象となる要件を満たすと認められる場合*	6か月以内	当該住宅について軽減される額

※耐震基準不適合既存住宅取得前後1年以内に土地を取得する場合は、土地についても猶予を受けることができます。

(注) 納税の猶予を受けるためには、建築確認申請など住宅を取得すること又は改修工事を行うことがわかる書類が必要です。

### その他の主な軽減制度

(1) 公共事業のために不動産を譲渡し、それに代わるものと認められる不動産を2年以内に取得した場合	➡	譲渡した不動産の価格に税率を乗じた額が軽減されます。
(2) 災害により不動産に被害を受けたため、それに代わるものと認められる不動産を3年以内に取得した場合	➡	災害で滅失・損壊した不動産の価格に税率を乗じた額が軽減されます。
(3) 宅地建物取引業者が新築された日から10年以上を経過した住宅（居住の用に供されたことのないものを除く。）を取得し、2年以内に、住宅の性能を向上させる所定の改修工事を行った上で、当該住宅を自らの居住の用に供する個人に譲渡した場合	➡	当該改修工事対象住宅を取得した際に宅地建物取引業者に係る不動産取得税から新築された年に応じた額が軽減されます。（土地は中古住宅の取得の場合と同じ計算方法で算定された額が軽減されます。）また、納税の猶予を受けることができる場合があります。

### 税額の計算例

Aさんは令和4年11月に土地を購入し、その土地の上に令和5年7月に住宅を新築しました。この場合の不動産取得税を計算してみます。

【土地】 面積 250㎡ 評価額 750万円

【住宅】 延床面積 170㎡ 評価額 1,700万円

#### 【1】住宅の税額

①特例適用住宅に該当しますので、不動産取得申告書を提出することにより、軽減措置が受けられます。

軽減税額 36万円(新築年月 令和5年7月)

(注)長期優良住宅に該当する場合、軽減税額は39万円となります。

②納付税額の計算  $1,700万円 \times 3/100 - 36万円 = 15万円$ ……………(1)

#### 【2】土地の税額

①評価額の2分の1が課税標準額になります。

$750万円 \times 1/2 = 375万円$

②土地を取得した日から3年以内にその土地の上に特例適用住宅を新築していますので、不動産取得申告書を提出することにより、次の軽減措置が受けられます。

A 土地の1㎡当たりの価格×住宅の床面積の2倍(限度200㎡)×税率

・土地の1㎡当たりの価格 1万5,000円(375万円/250㎡)

・住宅の床面積の2倍(200㎡が限度) 200㎡(170㎡×2=340㎡>200㎡なので、200㎡)

$1万5,000円 \times 200㎡ \times 3/100 = 9万円$

B 4万5,000円

軽減税額 AとBいずれか大きい額 Aの9万円

③納付税額の計算

$375万円 \times 3/100 - 9万円 = 2万2,500円$ ……………(2)

したがって、Aさんの納付税額は、(1) + (2) = 17万2,500円 となります。

#### 注意!

Aさんが住宅を新築してから1年以内に住宅用車庫兼物置80㎡を新築した場合などで1年以内に240㎡を超えてしまうと、(1)の36万円と(2)の9万円の軽減は取消しになり、納付する税額は{(1)+36万円}+{(2)+9万円}+{車庫兼物置の税額}となります。



# 県たばこ税

この税金は、たばこの製造業者や輸入業者等が小売店にたばこを売り渡すときにかかるもので、たばこの代金の中に含まれています。

## 納める人

製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者

## 納める額

	税率（千本当たり）		
	県	（参考）	
		市町村	国
令和3年10月1日～	1,070円	6,552円	7,622円

（注）国の税率には、たばこ特別税分を含みます。

## 1箱（20本入）の価格が580円の場合の内訳（現行税率）

たばこ税			消費税・ 地方消費税	税抜き 価格分	合計
県	市町村	国			
21.4円	131.04円	152.44円	52.73円	222.39円	580円

（注）国の税額には、たばこ特別税分を含みます。

## たばこは県内で買きましょう！

県たばこ税は、県内の小売販売業者に卸売されたたばこに課税されますので、県内で購入したたばこはあなたの住む街をよりよくします。

## 申告と納税

毎月分を翌月末日までに申告し、納めます。

# ゴルフ場利用税

この税金は、ゴルフ場を利用したときにかかるものです。

## 納める人

ゴルフ場を利用した人（ゴルフ場の経営者が、利用した人から料金と一緒に受け取り、県に納めます。）

## 納める額

利用者 1 人 1 日につき、400円から1,200円までの9段階

## ◆非課税

次の方のゴルフ場の利用については非課税となります。

- 年齢18歳未満の方
- 年齢70歳以上の方
- 障害者の方
- 国民スポーツ大会及びその予選会並びにそれぞれの指定練習日における練習に参加する選手（知事又は県の教育委員会が発行する証明書が必要です。）
- 学校の教育活動としてゴルフを行う学生等及び引率する教員（学校長の証明書が必要です。）
- 国際競技大会及びその公式練習に参加する選手（当該国際競技大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者が発行する証明書が必要です。）

## ◆税率の特例

次の方のゴルフ場の利用で利用料金が一定額以下の場合については、ゴルフ場利用税が2分の1になります。

- 年齢65歳以上70歳未満の者
- 午前8時まで利用を終える者又は午後4時以後に利用を開始する者
- 公益財団法人日本ゴルフ協会が主催する競技会及びその予選である競技会並びにそれぞれの指定練習日における練習に参加する選手（プロゴルファーを除く。）

## 申告と納税

ゴルフ場の経営者が毎月分を翌月末日までに申告し、納めます。

## 市町村への交付

ゴルフ場から納められたゴルフ場利用税の10分の7は、ゴルフ場のある市町村に交付されます。

# 軽油引取税

この税金は、自動車などの燃料である軽油にかかるものです。

## 納める人

- 特約業者・元売業者から軽油を引き取った（購入した）人  
（注）特約業者・元売業者が軽油代金と一緒に受け取り、県に納めます。
- 軽油に灯油・重油などを混ぜるなどして製造した軽油を譲渡・販売・消費した人
- 軽油・ガソリン以外の燃料をバス・トラックなどの自動車の燃料として譲渡・販売・消費した人
- 特約業者・元売業者以外で軽油を輸入する人

## 納める額

1キロリットルにつき …… 32,100円（32円10銭/ℓ）

## ◆ 免 税

次の用途に使用する軽油を令和6年3月31日までに引き取る場合には、事前に手続きをすることにより、軽油引取税を免除して購入することができます。対象となる用途や機械、免税の手続きなど、詳しいことは、総合県税事務所までお問い合わせください。

- 船舶、鉄道・軌道用車両、農業・林業用機械の動力源の用途
- 鉱物の掘採事業・倉庫業・廃棄物処理事業・木材加工業などにおける一定の用途

## 申告と納税

- 特約業者・元売業者は、毎月末日までに前月受け取った分を申告して納めます。
- 軽油に灯油・重油などを混ぜるなどして製造した軽油を譲渡・販売・消費した人や、軽油・ガソリン以外の炭化水素燃料を自動車の燃料として譲渡・販売・消費した人は、譲渡・販売・消費した分を翌月末日までに申告して納めます。  
（注）製造・譲渡・販売・消費をするときは、事前に県の承認を受けなければなりません。
- 特約業者・元売業者以外で軽油を輸入する人は、輸入許可を受けるときまでに申告して納めます。

## 軽油引取税と BDF（バイオディーゼル燃料）

BDFは、菜種油や回収された廃食用油などから製造され、環境に優しいエコ燃料として普及しつつあります。BDFは、その性状から軽油引取税の課税対象となっていないませんが、BDFを軽油などの炭化水素燃料と混和して譲渡・販売・消費する場合には、軽油引取税の課税対象となる場合があります。BDFを軽油などの燃料と混和するときは、事前に総合県税事務所までご相談ください。



許さない！不正軽油

県では、不正軽油の使用による税負担の不公平を是正し、納税秩序の確立を図るため、事業所等に対する調査や自動車燃料の抜き取り調査を随時実施しています。

総合県税事務所の職員が調査に伺った際には、この趣旨をご理解の上、調査にご協力をお願いします。

不正軽油について情報がありましたら、県税務課「不正軽油110番」または総合県税事務所までお知らせください。

不正軽油撲滅キャラクター「ダメダッチ」

フリーダイヤル クライ 100番 10番

**「不正軽油110番」0120-9-100-10**

**不正軽油 売らない！買わない！使わない！  
不正軽油を秋田県から一掃しましょう！**

## 不正軽油とは

軽油引取税の脱税を目的として、軽油に灯油や重油などを混ぜたり、灯油と重油を混ぜたりして製造された軽油などをいいます。

不正軽油の製造や使用は、軽油引取税の脱税のほか、大気や環境の汚染にもつながる非常に悪質な行為です。